# 統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況

平成 29年8月

総務省政策統括官 (統計基準担当)

# 目 次

1	基幹統計調査の承認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	木材統計調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2	一般統計調査の承認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
3	届出統計調査に係る届出の受理	
	(1) 新規·····	
	(2) 変更·····	7

### [凡 例]

#### 1 編集方針

この資料(「統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況」(以下「本月報」という。))は、表紙に示した 月の1か月間に総務省政策統括官(統計基準担当)が、統計法(平成19年法律第53号)に基づいて承認等の手 続を行った統計調査の計画概要をまとめたものである。

なお、基幹統計(後記3(1)参照)の指定、変更又は解除があった場合や、基幹統計(統計調査以外の方法により作成されるものに限る。)に係る作成方法の通知がなされた場合には、巻末に参考として掲載することとしている。

#### 2 法律名の表記

本月報の中で頻出する法律の名称については、基本的に、次に掲げる表記を用いている。

- 統計法 (昭和22年法律第18号) → 旧統計法
- 統計法(平成19年法律第53号)<sup>(注1)</sup> → 新統計法
- 統計報告調整法 (昭和27年法律第148号) (注2) → 旧統計報告調整法
  - (注1) 旧統計法を全部改正したもので、平成19年10月1日に一部施行した後、平成21年4月1日に全面施行
  - (注2) 新統計法の全面施行により廃止されたもの

#### 3 用語

本月報の中で、頻出する用語の意味については、次のとおりである。

- (1)「基幹統計」とは、新統計法第2条第4項に規定する基幹統計をいう。
  - なお、旧統計法第2条に基づき指定された「指定統計」のうち、新統計法の全面施行の段階(平成21年4月1日)で作成されていたものの多くは、基幹統計に移行している。
- (2)「基幹統計調査」とは、基幹統計の作成を目的とする統計調査をいう(新統計法第2条第6項)。
- (3)「一般統計調査」とは、国の行政機関が行う統計調査のうち、基幹統計調査以外のものをいう(新統計法第 2条第7項)。
- (4)「届出統計調査」とは、旧統計法施行時にあっては、その第8条の規定に基づき総務大臣に届け出られた統計調査をいい、現在は、新統計法第24条第1項又は第25条の規定に基づき総務大臣に届け出られた統計調査をいう。新統計法で届出が求められているのは、地方公共団体(第24条第1項)及び独立行政法人等(第25条)(注3)である。

なお、「届出統計調査」という用語は、新統計法の本則では用いられておらず(経過措置を規定する附則の中で、旧統計法施行時の用語として出てくるのみ)、本月報で用いている「届出統計調査」は、通称として用いているものである。

- (注3) 地方公共団体については、統計法施行令(平成20年政令第334号)第7条第1項の規定に基づき都道府県及び政令 指定都市、独立行政法人等については、同令第8条第1項の規定に基づき日本銀行について、届出が求められている。
- (5)「指定統計調査」とは、指定統計を作成するために行われた統計調査をいう(旧統計法第3条)。
- (6)「承認統計調査」とは、旧統計報告調整法の規定に基づき総務大臣の承認を受けて実施された「統計報告の 徴集」の通称をいう。新統計法施行後においても引き続き行われているものは、基本的に「一般統計調査」に 移行している。

### 4 掲載項目の内容

本月報における基幹統計調査の承認に係る各項目の掲載内容は、次のとおりである。

一般統計調査の承認及び届出統計調査に係る届出の受理については、これらの一部項目を一覧形式で掲載している。

# 【統計調査単位で掲載している項目】

調	査	名	統計法に基づき、総務大臣が承認した調査の名称を記載した。
承	認 年 月	日	総務大臣による承認年月日を記載した。
実	施機	関	調査を実施する組織について、課室名まで記載した。
目		的	調査の実施目的を記載した。
沿		革	調査の起源及びその後の変更概要について記載した(一部の調査)。
調	査票の構	成	調査で用いられる調査票の構成を記載した(調査票が多岐にわたるような場合には、調査
			の内容ごとに集約・区分している場合がある。)。
公		表	公表する際の媒体及び公表時期について記載した。
備		考	当該承認に係る変更時期など、調査に関する補足情報を記載した。

### 【「調査票の構成」で記載した調査票ごとに掲載している項目】

調 査 票 調査票様式のヘッダーに記された帳票の名称を記載した。 対象範囲(地域) 調査対象となるものの地域的範囲を記載した。 対象範囲(属性) 調査対象となるものの属性的範囲(地域を除く。)を記載した。 客体数/母集団数 回答を求められる報告者の数を記載するとともに、抽出調査の場合には、可能な関	
対象範囲(属性) 調査対象となるものの属性的範囲(地域を除く。)を記載した。	
安休数 / 丹集団数   同窓を求められる報告者の数を記載するとともに   抽出調査の場合にけ   可能が関	
在   一般	見り、母
集団の大きさについても併記した(全数調査については、客体数と母集団数が同じ	こことか
ら、母集団数は記載していない。)。	
調査が、報告者から報告を求める方法ではなく、実測により情報を収集する方法で	行われ
る場合には、調査対象となる箇所数を示している。また、調査対象が一定の財で、	それを
使用する者が報告者であるような場合には、当該財の対象数を記載している場合を	もある。
なお、数の記載については、「千進法」による3けた区切りを基本としている。た	だし、
100万を超える場合は、「万進法」による漢数字を使用し、区切り符号としての「	,」は用
いていない。	
選 定 方 法 報告者の選定方法を全数、無作為抽出、有意抽出の別によって示した。調査対象を	グルー
プ分けした上で、それぞれ異なった方式を採用している場合には、該当するものを	全て記
載した。	
母集団情報報告者の抽出に使用した母集団名簿を記載した(特に標本調査の場合)	
配 布 ・ 取 集 調査票の配布・取集(回収)方法について、職員、調査員、郵送、オンライン等の	)別を記
載した。複数の方法を併用している場合には、該当するものを全て記載した。	
記 入 調査票への記入(又は入力)を報告者自らが行うものを「自計」、調査員や職員が行	ううもの
を「他計」、両者を用いるものを「自計・他計併用」と記載した。	
把 握 時 調査の把握時点又は把握期間を記載した。	
調 査 組 織 調査実施機関から報告者に至るまでの系統及び関係機関を記載した。調査対象と執	2告者の
属性が異なる場合(例えば、調査対象が一定の財で、それを使用する者が報告者で	ぎあるよ
うな場合)には、「報告者」の後ろに実際に報告を求められる者の属性をカッコ書	きさで示
した。	
(注)一部の基幹統計調査においては、新統計法第14条に規定する統計調査員のうち、一	
「指導員」として区分し、他の調査員の指導に当たるとともに、特別の事情により調	
務の一部を行うことができないときは、調査員に代わって当該事務を行うこととされ 合がある。このような調査については、「系統」欄において、「指導員・調査員」と併記	
が、「配布」「取集」欄においては、一括して「調査員」と表記している。	J ( , J
調査周期間での実施周期を記載した。	
実施期間又は提出期限 調査の実施期間又は調査票の提出期限を記載した。	
調 査 事 項 報告者に対して報告を求める事項を記載した。	

# 1 基幹統計調査の承認

Ī	承認年月日	統計調査の名称	実施機関
	H29. 8. 10	木材統計調査	農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課

注) 本表は、新統計法の規定に基づいて、総務大臣が行った基幹統計調査の承認状況について掲載したものである。

【調査名】	木材統計調査
承認年月日	平成 29 年 8 月 10 日
実 施 機 関	農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課
目 的	木材統計(基幹統計)を作成し、素材生産並びに木材製品の生産及び出荷等に関する実態を明
	らかにし、林業行政の基礎資料を整備することを目的とする。
沿革	本調査は、昭和 28 年から旧統計法に基づき製材の素材生産量を把握していた「製材統計調
	査」(指定統計調査)と、同 29 年から統計報告調整法に基づき、製材以外の素材生産量及び木
	材の需給・価格動向等を把握していた「木材統計調査」(承認統計調査)とを平成 17 年に統合
	し、「木材統計調査」(指定統計調査)として実施されることとなったものである。その後、平
	成 21 年 4 月には、新統計法の全面施行に伴い、基幹統計である木材統計を作成するための基幹
	統計調査として位置づけられ、現在に至っている。
調査票の構成	1-基礎調査票 2-製材月別調査票 3-合単板月別調査票
公表	インターネット及び印刷物(概要:[基礎調査票] 調査実施年の4月末日、[製材月別調査票及
	び合単板月別調査票] 調査実施月の翌月25日まで、詳細:逐次)
備考	1.今回の承認は、平成30年1月以降の調査についての変更承認
	2. 主な承認内容は、①基礎調査における調査対象に「集成材製造業」を追加、②調査の効率
	的実施の観点から、標本設計を見直し、報告者数を削減、③政策ニーズ等への対応のため調
	査事項の一部追加、④他の統計調査(工業統計調査)の結果利用により、「従業者数」の調査
	事項を削除等
調 査 票 - 1	基礎調査票
対象範囲(地域)	全国
対象範囲 (属性)	日本標準産業分類に掲げる中分類「木材・木製品製造業(家具を除く)」のうち、細分類「一般
	製材業」、「単板(ベニヤ)製造業」、「木材チップ製造業」、「合板製造業」及び「集成材製造業」
	に属する事業所(ただし、「一般製材業」に属する事業所は、出力数 7.5kW 以上の製材用動力を
	有する事業所)
客体数/母集団数	約 2,800/約 6,900
選定方法	全数・無作為抽出
母 集 団 情 報	工場一覧表(事業所母集団データベースから抽出した「対象範囲(属性)」に該当する事業所に
	ついて、基礎調査の実施に先立ち、地方農政局等の長(註)が、調査実施年の前年の基礎調査の調
	査票及び木材統計調査名簿(基礎調査を実施しなかった工場を対象に地方自治体等からの情報
	収集により作成する。なお、地方自治体等から情報が得られなかった工場については当該工場
	への情報収集又は郵送回収により作成する。) により作成する名簿)
	(注)「地方農政局等」とは、地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局をいう。以下、こ の調査において同じ。
配布・取集	調査員・郵送・オンライン
記入	自計・他計併用
把 握 時	毎年 12 月 31 日現在
調査組織	農林水産省-地方農政局等-調査員-報告者
調査周期	1年
実施期間又は提出期限	毎年1月上旬~2月末日
調査事項	1. 製材に用いる動力の出力数、2. 素材の入荷量(転売量を含む。以下、本調査において同
	じ。)、消費量及び在庫量、3.製材品の出荷量及び在庫量、4.木材チップの生産量及び在庫
	量、5. 合板及びLVLの単板消費量、生産量及び在庫量、6. 集成材及びCLTのラミナ消

	費量、生産量及び在庫量
調 査 票 - 2	製材月別調査票
対象範囲(地域)	全国の素材消費量のおおむね8割を占めるまでの上位都道府県及び国有林材供給調整対策にお
	いて重点的に生産・消費動向の把握を実施する都道府県
対象範囲 (属性)	日本標準産業分類に掲げる中分類「木材・木製品製造業(家具を除く)」のうち、細分類「一般
	製材業」に属する事業所であって、かつ、出力数 7.5kW 以上の製材用動力を有する事業所
客体数/母集団数	約 500/約 5, 000
選定方法	無作為抽出
母 集 団 情 報	基礎調査票に同じ。
配 布 ・ 取 集	郵送・オンライン・FAX
記入	自計
把 握 時	毎月末日現在
調査組織	農林水産省-地方農政局等-報告者
調査周期	毎月
実施期間又は提出期限	【配布】毎年1月上旬(1年分を一括して配布) 【取集】調査実施月の16日
調査事項	1. 製材に用いる動力の出力数、2. 素材の入荷量、消費量及び在庫量、3. 製材品の生産量、
	出荷量及び在庫量、4.製材用素材の消費見込量その他製材についての実態を把握するために
	必要な事項
調査票一3	合単板月別調査票
対象範囲(地域)	全国
対象範囲 (属性)	日本標準産業分類に掲げる中分類「木材・木製品製造業(家具を除く)」のうち、細分類「単板
	(ベニヤ)製造業」及び「合板製造業」に属する事業所
客体数/母集団数	約70/約190
選定方法	無作為抽出
母 集 団 情 報	基礎調査票に同じ。
配布・取集	郵送・オンライン・FAX
記入	自計
把 握 時	毎月末日現在
調査組織	農林水産省-地方農政局等-報告者
調査周期	毎月
実施期間又は提出期限	【配布】毎年1月上旬(1年分を一括して配布) 【取集】調査実施月の16日
調査事項	1. 素材の入荷量、消費量及び在庫量、2. 合板の入荷量、生産量、出荷量、消費量及び在庫
	l l

#### 2 一般統計調査の承認

調査名	承認年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数(注3)	選定方法	(配布)	方法 (取集)	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限 備 考
国際比較プログラムに関する小売物価調査	平成29年8月10日	総務省統計局統計 調査部消費統計課 物価統計室	国際比較に必要な商品の小売価格を調査しOECDが主宰する「国際比較プログラム」(ICP)に対して、各国通貨の購買力平価による国内総生産(GDP)の実質比較を行うための基礎資料を提供することを目的とする。	東京都区部	1	100事業所	有意抽出	職員	職員	不定期 (原則とし て半年)	平成29年8月14日~ 9月8日
国民健康·栄養調査	平成29年8月10日	厚生労働省健康局 健康課栄養指導室	国民の身体の状況、栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにし、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得ることを目的とする。	全国	3	42,000人	無作為抽出	調査員	調査員		毎年9月上旬~ 12月下旬
就労条件総合調査	平成29年8月10日	厚生労働省政策統 括官付参事官付賃 金福祉統計室	主要産業における企業の労働時間制度、定年制等、 賃金制度等について総合的に調査し、我が国の民間 企業における就労条件の現状を明らかにすることを目 的とする。	全国	1	6,400企業	無作為抽出	調査員 郵送 オンライン	調査員 郵送 オンライン	·	毎年12月1日~ 1月31日 (ただし、廃止や規模 縮小により対象外と なった企業の代替分 の調査については、 3月10日まで)
退職公務員生活状況調査	平成29年8月25日		国家公務員の定年退職後における就業の状況(再任用、民間企業等への再就職など)及び収入・支出等の生活状況を把握することにより、国家公務員の雇用と年金の接続の在り方や今後の職員の生涯設計に関する施策等を全般的に検討するための基礎資料を得ることを目的とする。	全国	1	3,800人	全数	郵送	郵送	不定期	平成29年9月1日~ 10月10日
産業連関構造調査(商業マージン調査)	平成29年8月25日	房調査統計グルー	産業連関表を作成する過程で必要となる各産業部門間の「財」の取引に伴う商業マージンの推計に関する 基礎資料を得ることを目的とする。	全国	1	500企業	有意抽出	郵送 オンライン	郵送 オンライン	原則5年 (産業連関 表作成対 象年の 翌々年に 実施)	平成29年10月~ 12月
産業連関構造調査(輸入 品需要先調査)	平成29年8月25日	房調査統計グルー	産業連関表における取引額の内数として輸入品取引額を特掲するため、輸入品の品目別需要先の推計に関する基礎資料を得ることを目的とする。	全国	1	500企業	有意抽出	郵送 オンライン			平成29年10月~ 12月
家内労働等実態調査	平成29年8月29日	厚生労働省雇用環 境·均等局在宅労働 課	全国の家内労働者の労働条件及び委託者の委託条件等家内労働の実態を把握し、家内労働対策を推進 するための基礎資料を得ることを目的とする。	全国	2	1,500営業所 5,100人	無作為抽出	郵送	郵送 オンライン	3年	平成29年10月1日~ 10月31日

注1)本表は、新統計法に基づいて、総務大臣が承認した一般統計調査の計画概要を掲載したものである。

注2)「対象範囲(地域)」、「選定方法」、「調査方法」、「調査周期」又は「実施期間又は調査票の提出期限」については、該当する内容が複数ある場合には、全てを記載している。

注3)様式が複数ある場合の「客体数」については、基本的に各様式に係る客体数を合算している(「延べ」の場合もある。)。世帯、個人、事業所、企業など属性が異なる場合には、それぞれについて記載している。 なお、計画上、客体数に「約」が付されている場合においても、本表では「約」を付さない形で統一している。

## 3 届出統計調査に係る届出の受理

Ī	調査名	受理年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数 (注3)	選定方法	配布•取集	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限
	都内創業50年目以上の企 業に関する実態調査	平成29年8月1日		東京都内の創業50年目以上の企業における商品開発、海外展開及び事業承継の現状を把握し、施策立案の基礎資料とすることを目的とする。	東京都全域	1	10,650事業所	全数 有意抽出	調査員郵送	1回限り	平成29年9月5日~ 9月22日
	中区昼間人口層調査	平成29年8月2日	名古屋市中区区政 部企画経理室	昼間人口が常住人口の約4倍である状況を踏まえ、中 区政に対するニーズを把握し、区政運営に反映するための基礎資料を得ることを目的とする。		3	2,000事業所 4,200人	無作為抽出	調査員郵送	1回限り	平成29年9月8日~ 10月10日 平成29年9月9日~ 10月29日までのうち 休日2日間
	千葉県NPO法人実態調査	平成29年8月3日	千葉県環境生活部 県民生活·文化課	千葉県の市民活動団体に対する施策を推進していく 上で基礎資料とするため、市民活動団体における組 織運営や財政状況等の現状及び活動上の課題などを 調査することを目的とする。	千葉県全域	1	2,000団体	全数	郵送	1年	毎年9月上旬~ 10月中旬
	東京都市圏パーソントリップ調査(事前調査)	平成29年8月3日		平成30年度に予定している第6回パーソントリップ調査 (本体調査)の回収率などを事前に想定するため、本 体調査と同様の手法である、郵送・オンライン方式で のパーソントリップ調査(事前調査)を実施することで、 各地域での回収率及び回答の状況を確認し、本体調 査を効果的に実施する基礎資料を得ることを目的とす る。		4	600世帯	無作為抽出	郵送 オンライン	不定期 (原則10 年)	平成29年9月上旬~ 11月下旬
	廃プラスチック類の分別に 関するアンケート調査	平成29年8月3日					1,000事業所	無作為抽出	郵送 オンライン	1回限り	平成29年10月1日~ 10月31日
	第5回北部九州圏総合都 市交通体系調査	平成29年8月3日	福岡県建築都市部 都市計画課				637,600人	無作為抽出	郵送	10年	平成29年10月上旬~ 11月下旬
	東京都市圏パーソントリップ調査(事前調査)	平成29年8月4日	埼玉県都市整備部 都市計画課	平成30年度に予定している第6回パーソントリップ調査 (本体調査)の回収率などを事前に想定するため、本 体調査と同様の手法である、郵送・オンライン方式で のパーソントリップ調査(事前調査)を実施することで、 各地域での回収率及び回答の状況を確認し、本体調 査を効果的に実施する基礎資料を得ることを目的とす る。		4	600世帯	無作為抽出	郵送オンライン	不定期 (原則10 年)	平成29年9月上旬~ 11月下旬
	東京都市圏パーソントリッ ブ調査(事前調査)	平成29年8月4日		平成30年度に予定している第6回パーソントリップ調査 (本体調査)の回収率などを事前に想定するため、本 体調査と同様の手法である、郵送・オンライン方式で のパーソントリップ調査(事前調査)を実施することで、 各地域での回収率及び回答の状況を確認し、本体調 査を効果的に実施する基礎資料を得ることを目的とす る。		4	600世帯	無作為抽出	郵送オンライン	不定期 (原則10 年)	平成29年9月上旬~ 11月下旬

	調査名	受理年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数 (注3)	選定方法	配布·取集	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限
	東京都市圏パーソントリップ調査(事前調査)	平成29年8月4日		平成30年度に予定している第6回パーソントリップ調査 (本体調査)の回収率などを事前に想定するため、本 体調査と同様の手法である、郵送・オンライン方式で のパーソントリップ調査(事前調査)を実施することで、 各地域での回収率及び回答の状況を確認し、本体調 査を効果的に実施する基礎資料を得ることを目的とす る。	宮区全域	4	600世帯	無作為抽出	郵送オンライン	不定期 (原則10 年)	平成29年9月上旬~ 11月下旬
	東京都・東京都市圏パーソ ノトリップ調査(事前調査)	平成29年8月7日		平成30年度に予定している第6回パーソントリップ調査 (本体調査)の回収率などを事前に想定するため、本 体調査と同様の手法である、郵送・オンライン方式で のパーソントリップ調査(事前調査)を実施することで、 各地域での回収率及び回答の状況を確認し、本体調 査を効果的に実施する基礎資料を得ることを目的とす る。	全域	4	600世帯	無作為抽出	郵送オンライン	不定期 (原則10 年)	平成29年9月上旬~ 11月下旬
7.	鳥取県おうちで子育てサポート事業に係るアンケー調査	平成29年8月7日	子育て応援課	平成29年度から在宅育児世帯への支援を行う市町村 を応援する「鳥取県おうちで子育てサポート事業」を創 設した。受給者の意識等を把握し、この制度の効果検 証を行うことを目的とする。	鳥取県全域	1	210人	全数	オンライン 市 町 村 の 窓口	1回限り	平成30年3月31日
	東京都市圏パーソントリップ調査(事前調査)	平成29年8月7日	都市交通部都市交 通課	平成30年度に予定している第6回パーソントリップ調査 (本体調査)の回収率などを事前に想定するため、本 体調査と同様の手法である、郵送・オンライン方式で のパーソントリップ調査(事前調査)を実施することで、 各地域での回収率及び回答の状況を確認し、本体調 査を効果的に実施する基礎資料を得ることを目的とす る。	域	4	600世帯	無作為抽出	郵送オンライン	不定期 (原則10 年)	平成29年9月上旬~ 11月下旬
	東京都市圏パーソントリップ調査(事前調査)	平成29年8月7日	川崎市まちづくり局 交通政策室	平成30年度に予定している第6回パーソントリップ調査 (本体調査)の回収率などを事前に想定するため、本 体調査と同様の手法である、郵送・オンライン方式で のパーソントリップ調査(事前調査)を実施することで、 各地域での回収率及び回答の状況を確認し、本体調 査を効果的に実施する基礎資料を得ることを目的とす る。	全域	4	600世帯	無作為抽出	郵送オンライン	不定期 (原則10 年)	平成29年9月上旬~ 11月下旬
Ż	目模原市・東京都市圏ペーソントリップ調査(事前 陽査)	平成29年8月7日		平成30年度に予定している第6回パーソントリップ調査 (本体調査)の回収率などを事前に想定するため、本 体調査と同様の手法である、郵送・オンライン方式で のパーソントリップ調査(事前調査)を実施することで、 各地域での回収率及び回答の状況を確認し、本体調 査を効果的に実施する基礎資料を得ることを目的とす る。	区全域	4	600世帯	無作為抽出	郵送オンライン	不定期 (原則10 年)	平成29年9月上旬~ 11月下旬
	平成27年仙台市商品流通 調査	平成29年8月15日		仙台市内の調査対象事業所における製造業、卸売業、サービス業に該当する事業の、域内・地域間における商品等取引状態を把握し、仙台市が作成を予定している「平成27年仙台市産業連関表」作成のための基礎資料を得ることを目的とする。		3	1,790事業所	有意抽出	郵送オンライン	1回限り	平成29年9月25日~ 10月31日
<b></b>	申奈川県外国人観光客実 態調査	平成29年8月16日		外国人観光客の神奈川県への来訪実態を把握し、戦略的なプロモーションや受入環境整備に係る施策立案のための基礎資料とすることを目的とする。	神奈川県全域	2	1,500人	有意抽出	調査員	1年	毎年10月1日~ 12月31日
	企業とNPO等の協働実態 関査	平成29年8月21日		栃木県内の企業、NPO法人を対象に、協働による事業展開の意向等について調査を行うことを目的とする。	栃木県全域	2	1,000事業所 640法人	無作為抽出 全数	郵送	1回限り	平成29年10月初旬 10月末日

区分	調査名	受理年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数	選定方法	配布•取集	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限
	学生アルバイトの実態等に 関するアンケート	平成29年8月22日		学生アルバイトのトラブル防止や就職時の適職選択に向けた対策を検討することを目的とする。		1	2,000人	有意抽出	大学等・就機 関びでの授業 での授業		毎年9月15日~ 10月16日
	平成29年度 食育に関する 実態調査	平成29年8月24日		「第二次北九州市食育推進計画」の計画期間終了に あたり、現計画の指標に対する評価と次期計画策定の ための基礎資料とすることを目的とする。	北九州市全域	1	6,000人	無作為抽出	郵送	1回限り	平成29年9月1日~ 10月10日
	府内中小企業の技能系・技 術系正社員の育成・職業能 力向上に関する調査	平成29年8月28日	大阪府商工労働部 商工労働総務課	府立高等職業技術専門校で現在実施されているものづくり関連の教育訓練に直結する業種の企業での技能系・技術系正社員への教育訓練の現状と課題や、そこで働いている正社員の職業能力向上への考えなどを把握することにより、一層有効な訓練コース(訓練科目とその内容など)策定の検討など、調査データを今後のより効果的な商工労働施策検討に活用することを目的とする。	大阪府全域	2	2,000企業 6,000人	無作為抽出有意抽出	郵送	1回限り	平成29年9月22日~ 10月11日
	県出身学生のUターン就職等の状況調査	平成29年8月29日		鳥取県出身学生の進路状況を調査することで、より効果的なUターン就職支援施策を行い、鳥取県の人口減少に歯止めをかけるとともに、地域活性化・産業振興に欠かせない若年層の確保を図るための検討基礎資料として活用することを目的とする。	全国	2	61校	有為抽出	郵送オンライン	1年	毎年8月下旬~ 9月30日
	仙台都市圏パーソントリップ調査における補完調査	平成29年8月30日			沢、大倉、上愛 子、熊ヶ根、 新川、【太田 区】秋保町境		1,674世帯	無作為抽出	調查員	1回限9	平成29年10月10日~ 11月24日
	健康サポート薬局アンケー ト調査	平成29年8月31日	栃木県保健福祉部 薬務課	健康サポート薬局を増加させるために必要な支援策を 検討するため、各薬局が、健康サポート薬局の要件に 適合できない原因をアンケート調査により把握すること を目的とする。	栃木県全域	1	866施設	全数	郵送	1回限り	平成29年10月~ 平成30年2月
(2) 変更	東京都男女雇用平等参画 状況調査(女性活躍推進 法への対応等 企業にお ける男女雇用管理に関する 調査)	平成29年8月1日		平成29年度は女性活躍推進法への対応等を重点的 に調査する。また、3年に一度の経年調査の年に当た るため、企業における従業員の採用、配置等の雇用管 理の実態と育児・介護休業制度の状況を調査し、経年 比較を行うことで職場環境の実態と課題を把握し、今 後の男女雇用平等推進施策を効果的に行うために活 用することを目的とする。	東京都全域(島しょを除く。)	2	2,500事業所 5,000人	無作為抽出有意抽出	郵送	1年	毎年9月1日~ 9月20日 毎年9月1日~ 9月30日
	川崎市農業実態調査	平成29年8月1日		川崎市内の農業の実態を把握し、農業施策の基礎資料とすることを目的とする。	川崎市全域	1	1,200世帯	有意抽出	調査員	5年 (原則、農 林業セン サスの実 施中間年 に行う。)	

	調査名	受理年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数 (注3)	選定方法	配布・取集	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限
	山台都市圏パーソントリッ プ調査	平成29年8月2日		仙台都市圏の都市交通の実態を把握し、総合的な都市交通計画策定の基礎資料とすることを目的とする。	仙市賀市河町崎山町利町衡町1市取、店、岩市、谷町田里町、大町、町の田町利町、町の一、町の一、町の一、町の一、町の一、町の一、町の一、町の一、町の一、町の	2	48,000人	無作為抽出	郵送オンライン	原則10年 (直近の実施年は平 成14年)	
1 1	労働条件・労働福祉実態 関査	平成29年8月3日	愛知県産業労働部 労政局労働福祉課	愛知県内企業における労働時間などの労働条件や 労働者の福利厚生(ソフト面)に係る制度の導入・利用 の実態を明らかにすることを目的とする。	24, 11, 11	1	1,500事業所	無作為抽出	郵送	1年	毎年10月中旬~ 11月下旬
J	大阪府労働関係調査	平成29年8月3日		大阪府内の民間事業所に働く労働者について、雇用 形態別に労働者数、労働時間、休日休暇、その他の 労働条件等の実態を把握し、労働施策等の基礎参考 資料とするとともに、労務管理改善等の基礎資料や関係諸機関等の参考に資することを目的とする。		1	6,000事業所	無作為抽出	郵送	1年	毎年9月上旬~ 10月6日
ļ	山形県商品流通調査	平成29年8月7日	山形県企画振興部 統計企画課	山形県が作成する「平成27年山形県産業連関表」の基礎資料を得ることを目的とする。	山形県全域	1	768事業所	有意抽出	郵送	5年	平成29年10月2日~ 11月2日
7,	なら健康長寿基礎調査	平成29年8月7日	奈良県健康福祉部健康づくり推進課	奈良県民の日常生活の中での健康づくりの取組の実態や健康に関する生活習慣や地域活動(ソーシャルキャピタル)の実態を把握することにより、なら健康長寿基本計画を推進するための基礎資料を得ることを目的とする。	:	1	11,400人	無作為抽出	郵送	1年	毎年9月1日~9月30
1 (	山口県ひとり親世帯等実態 関査 (変更前:山口県母子・父子世帯等実態調査)	平成29年8月8日		母子・父子・養育者・寡婦世帯の世帯数、生活状況、 ニーズ等を調査・把握し、今後の母子世帯等の福祉施 策を効果的に推進するための基礎資料を得ることを目 的とする。	山口県全域	4	10,500世帯	無作為抽出	郵送	5年	平成29年11月1日~ 11月30日
È	滋賀県貿易実態調査	平成29年8月9日	滋賀県商工観光労 働部商工政策課	滋賀県内で生産される製品の輸出入額、仕向地・仕入地等を調査し、滋賀県の産業振興対策の基礎資料とすることを目的とする。	滋賀県全域	1	975事業所	全数	郵送 オンライン FAX	1年	毎年8月~10月
	青森県景気ウオッチャー調 査	平成29年8月18日	青森県企画政策部統計分析課	統計データには表れないきめ細かな生活実感のある 情報を収集し、青森県内景気動向判断の基礎資料と することを目的とする。		1	100人	有意抽出	郵送 オンライン FAX	四半期	おおむね同月の15日
	市町村民経済計算作成のとめの基礎資料収集調査	平成29年8月21日	宮城県震災復興·企 画部統計課	宮城県内市町村の経済活動を明らかにし、市町村民経済計算作成のための基礎資料料を得ることを目的とする。	宮城県全域	11	86事業所	有意抽出	郵送 オンライン	1年	毎年9月~10月
11111	県民経済計算・市民経済 計算作成のための基礎資 計収集調査	平成29年8月21日	宮城県震災復興·企 画部統計課	宮城県内事業所の経済活動を明らかにし、県民経済計算・市民経済計算推計の基礎資料とすることを目的とする。		55	242事業所	有意抽出	郵送	1年	毎年10月1日~ 10月末日
Щ	島根県労務管理実態調査	平成29年8月21日	島根県商工労働部 雇用政策課	労務管理に関する事項を総合的に把握し、労働行政 を推進する上での基礎資料を得ることを目的とする。	島根県全域	1	2,193事業所	無作為抽出	郵送	3年	平成29年10月1日~ 10月31日

区分	調査名	受理年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数 (注3)	選定方法	配布·取集	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限
	中小企業労働条件等実態調査	平成29年8月22日	報センター相談調査	事業所及び従業員に係る属性、労働条件、意識等を 調査し、今後の労働行政上の基礎資料とすることを目 的とする。		2	3,000事業所 2,000人	無作為抽出	郵送	1年	毎年9月中旬~ 10月中旬 毎年10月中旬~ 11月中旬
	島根県製造品流通実態調 査	平成29年8月23日	島根県政策企画局 統計調査課	都道府県間における製造品の流通状況を明らかに し、島根県において作成する平成27年産業連関表の ための基礎資料を得ることを目的とする。	島根県全域	1	660事業所	有意抽出	郵送	5年	平成29年10月2日~ 11月2日
	大分県中心市街地等消費 者買物動向調査	平成29年8月23日	大分県商工労働部 商業・サービス業振 興課	大分県内の消費者ニーズ及び買物動向の実態を把握することを目的とする。	大分県全域	1	5,800人	無作為抽出	郵送	5年	平成29年9月11日~ 9月30日
	企業の女性管理職登用等 実態調査	平成29年8月25日	鳥取県元気づくり総 本部女性活躍推進 課	鳥取県内の従業者数が10人以上の事業所における管理職等の女性の割合や育児休業制度等、仕事と家庭を両立するための制度について実態を調査し、鳥取県の支援策や経済団体の取組を検討することを目的とする。	鳥取県全域	1	2,638事業所	有意抽出	郵送		平成29年9月中旬~ 10月31日
	千葉県生活習慣に関する アンケート調査	. , , , , , ,	千葉県健康福祉部 健康づくり支援課	康や医療に関する課題を明らかにし、今後の健康づく り施策の推進等に必要な基礎資料を得ることを目的と する。	千葉県全域	1	16,000人	無作為抽出	郵送	2年	平成29年10月下旬~ 11月中旬
	京都府民のスポーツに関する実態調査 (変更前:京都府民のスポーツに関する調査)			京都府民のスポーツ活動やその意識の実態を調査 し、今後の京都府におけるスポーツ振興の在り方について検討するための基礎資料を得ることを目的とする。	京都府全域	1	3,000人	無作為抽出	郵送	原則5年	平成29年9月12日~ 10月11日

- 注1) 本表は、新統計法に基づいて、総務大臣が受理した届出統計調査の計画概要を掲載したものである。
- 注2)「対象範囲(地域)」、「選定方法」、「調査方法」、「調査周期」又は「実施期間又は調査票の提出期限」については、該当する内容が複数ある場合には、全てを記載している。
- 注3)様式が複数ある場合の「客体数」については、基本的に各様式に係る客体数を合算している(「延べ」の場合もある。)。世帯、個人、事業所、企業など属性が異なる場合には、それぞれについて記載している。なお、計画上、客体数に「約」が付されている場合においても、本表では「約」を付さない形で統一している。